

○国立大学法人筑波大学が大学発ベンチャーからライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程

〔平成30年1月25日〕
法人規程第8号

改正 平成30年法人規程第59号

令和3年法人規程第34号

国立大学法人筑波大学が大学発ベンチャーからライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国際産学連携本部規程（平成26年法人規程第46号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における大学発ベンチャーの育成に資することを目的として、法人が大学発ベンチャーから研究成果に係るライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第2条第1項各号に規定する権利をいう。
- (2) ライセンス等 知的財産権の譲渡及び提供並びに実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- (3) 研究経費等 国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）第1条に規定する研究経費等のうち学術指導に要する経費をいう。
- (4) 財産貸付 国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第2条第1項に規定する財産を貸し付けることをいう。
- (5) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (6) 大学発ベンチャー 国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和3年法人規程第35号）第6条第1号の規定により支援を決定した大学発ベンチャーをいう。

(取得に係る条件)

第3条 法人は、大学発ベンチャーがライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価の全部又は一部を現金で支払うことが困難な場合に限り、その対価として株式等を取得することができるものとする。

(取得に係る審査等)

第4条 学長は、大学発ベンチャーから株式等による支払の申込みを受けた場合には、国際産学連携本部に当該株式等の取得に係る審査を付託するものとする。

2 国際産学連携本部は、大学発ベンチャーの財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を踏まえ、前項の審査を行うものとする。

3 国際産学連携本部の本部長は、前項の審査の結果について、学長に報告するものとする。

(取得の決定等)

第5条 学長は、前条第3項の規定により報告を受けた場合には、株式等の取得の可否を決定する。

2 学長は、前項の規定により株式等の取得を決定した場合には、大学発ベンチャーと株式等の取得に関する契約書を取り交わし、当該株式等を取得するものとする。

(補償金の配分)

第6条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における当該ライセンス等の発明者等への補償金については、国立大学法人筑波大学知的財産規則第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「収入を得た場合」とあるのは、「株式等を取得した後、当該株式等を売却し収入を得た場合」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程59号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令3.6.24法人規程34号)

この法人規程は、令和3年6月24日から施行する。